

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（地球温暖化対策計画の作成等）</p> <p>第82条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定は、<u>法第21条第1項の規定による実行計画</u>を策定している地方公共団体については、適用しない。</p>	<p>（地球温暖化対策計画の作成等）</p> <p>第82条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定は、<u>国の機関及び法第20条の3第1項に規定する地方公共団体実行計画</u>を策定している地方公共団体については、適用しない。</p>
2	<p>（生活排水の適正な処理）</p> <p>第57条 生活排水（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）<u>第2条第8項</u>に規定する生活排水をいう。）を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）を設置し、又は排水管を浄化槽若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設（管路によって集められた生活排水を処理する施設に限る。）に接続することにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。</p>	<p>（生活排水の適正な処理）</p> <p>第57条 生活排水（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）<u>第2条第9項</u>に規定する生活排水をいう。）を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）を設置し、又は排水管を浄化槽若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設（管路によって集められた生活排水を処理する施設に限る。）に接続することにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行の日から施行する。